

空き家に付随した農地を「買いたい」方へ

農地法第3条の下限面積を引き下げました！

さつま町農業委員会は、平成30年4月1日より

空き家とともに、空き家に付随した農地を取得する場合であって、次の条件（※1）を満たす場合、農地法第3条による下限面積要件を0.1アール（10㎡）まで引き下げました。

売買や賃借を目的とする空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げることによって、遊休農地の解消にも寄与し、農村環境の保全を図ることや、町外からの新規就農やU・Iターン者などの移住・定住促進を図ることを目的とします。

※1 主な要件は

- ・適用を受ける農地に付随した空き家は、「空き家情報バンク」に登録されていること。

【手続きフロー】

1. 「農地法第3条許可申請書」※2を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得希望者）
2. 翌月の農業委員会において、審議後、許可書を発行する。

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ① 経営する農地の合計面積が下限面積（0.1アール）以上であること。
（経営する農地とは、所有農地と農業委員会で、承認された借地の合計。貸付地は除く。）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。
- ③ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
- ④ 空き家の購入契約書。

【お問い合わせ先】

さつま町役場 TEL 0996-53-1111 fax 0996-52-3514

○空き家付き農地に関係すること さつま町農業委員会（内線 2441）

○空き家情報バンク制度に関すること さつま町ふるさと振興課（内線 2273）

※「空き家情報バンクの登録はふるさと振興課へ」